

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんが学校感染症（下記の病気）に罹患している場合は、他の児童に伝染する恐れがありますので、学校保健安全法施行規則を準用し、登園（所）停止となります。

なお、病気が治った場合には、治癒証明書を主治医に記入していただき、これを園（所）に提出してください。

登園（所）停止期間の基準

学校等で予防すべき感染症の種類		登園停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんがか皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染の恐れがなくなるまで 感染の恐れがなくなるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎・その他の感染症	感染の恐れがなくなるまで

⑨上記の表は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。